

千葉市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、千葉市職員措置請求（20千監（住）第1号）に係る監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成20年5月29日

千葉市監査委員 古川 光一  
同 大島 有紀子

## 第1 請求の受付

### 1 請求の要旨

1、平成19年4月8日(日)に実施された統一地方選挙(千葉市議会議員選挙)において、下記3名の候補者(当選)に対しては9日間の選挙用ガソリン代が千葉市の公費負担条例により次のとおり支払われた。(証1、2、3)

	ガソリン代	単価	量
小川智之議員(若葉区)	65,340円	121円	540L
	(選挙用自動車	足立400	わ1234)
川村博章議員(花見川区)	66,125円	125円	529L
	( "	習志野300	わ545)
小榎輝信議員(稲毛区)	66,150円	130円	509L
	( "	練馬400	わ683)

今回の統一地方選挙ではガソリン代の不正請求がマスコミ等で取り上げられ、千葉市においても事務上の過誤や伴走車分の合算請求をしたとの理由で超過請求分等が返還されている(証4)。返還申請をしていない上記3議員については請求額が多く超過請求を行った蓋然性が高いと考えられ、不正請求の疑いもあると思われる。 即ち

1) 千葉市は区単位の比較的狭い選挙区であり、ガソリン使用量を試算してみると次のとおり使用車種でも9日間で最大350L(リッター)程度と考えられる。【1時間当たり走行距離30キロ/9時間=270キロ

$270 \text{キロ} \div 7 \text{キロ/L} = 38.57 \text{L} (\times 9 \text{日} = 347.14 \text{L})$ 】

2) 合算請求により修正請求した稲毛区議員の使用ガソリン量は合算請求を修正申告した議員のうち最大量であるが、344Lとされておりある程度信用しても良いものと考えられる。

3) 3議員の選挙運動開始前の3月末に提出された燃料代確認申請書と終了後の4月に提出された請求書の使用量は全く一致しており申告は信用できるものではない。

4) 選挙管理委員会は「公費負担の手引」の中で1日に210Lの使用をも例示(証5)しているが、大型トラックでも走らせない限り使い切るのは不可能で、これでは候補者に対し限度額内であれば、水増し請求しようが何であろうがかまわないと教唆しているに等しい。

2、ポスター代については公費負担制度により作成単価限度、公費負担限度額が定められ、作成枚数は掲示場の数の2倍の数まで作成できるとされている。ポスター代の候補者からの請求状況は次のとおりであった。

	限度額	限度単価	請求者	掲示 場数	限度額 請求者	最小請求額
中央区	846,804円	1,779円	16名	238	12名	360,808円
花見川区	812,328円	1,991円	14名	204	9名	309,264円
						*27,203円
稲毛区	775,488円	2,308円	14名	168	9名	123,648円
美浜区	777,580円	2,287円	11名	170	7名	266,560円
若葉区	835,814円	1,841円	11名	227	7名	294,000円
緑区	764,276円	2,434円	7名	157	5名	246,176円

\* 特殊ケースと思われる。

昨年12月、平成17年の東京都議選において「負担対象になっていない選挙ハガキ代や名刺代をポスター代に含めて不正に請求した疑い。」についての報道があったが、千葉市においても巷間同様の噂がささやかれている。

このような事態の背景には、まず掲示場の倍数のポスター作成が公費で認められているところにある。

選挙用ポスターは風雨に十分耐えられるよう作られるのが通常であり、いたずらなどによる損傷への対応を考えても掲示場数の2倍のポスターを準備する必要はなく1割増し程度で充分と考えられる。

また、作成単価限度数にも問題がある。最高額の緑区で2,434円、最低額の中央区で1,779円と計算されることになるが、選管指定のサイズに近いA3で印刷依頼した場合、某ポスター印刷会社は500枚を53,550円で受注できるとしており〔証6(1)、証6(2)〕安易に公費の無駄使いを黙認しているといわざるを得ない。

3、タクシー・ハイヤーを利用する「自動車運送契約」については580,500円(1日当たり64,500円)が限度とされているが、タクシー・ハイヤー会社での運転手への報酬、自動車の使用料、ガソリン代、その他を勘案しても異常に高額である。(その道の人によれば千葉市なら1日30,000円、東京でも45,000円程度が相場との事である。)

更には、条例での自動車賃借料、運転手雇用費用、ガソリン代を限度一杯まで使いきっても316,350円(1日当たり35,150円)にしかならず、著しく合理性に欠けた金額設定といえる。

4、「公費負担」は国政選挙に準じて条例の定めるところにより無料とすることが出来るとされている(公職選挙法141条8項、143条15項)。

しかしながら、平成5年1月19日の自治省選挙部管理課の「地方公営(任意制)に係る留意事項」(証7)で公費負担条例制定に当たっては

- 1) 国政選挙における限度額を上限とし地方公共団体の実情を総合的に勘案して適正な額を定めること。
- 2) 選挙期間の短い選挙にあってはポスター掲示場数を作成枚数の限度とすることが適当である。

としている。

千葉市は公費負担条例制定（平成5年3月26日）に当たり、平成5年3月18日の千葉市議会総務委員会で、条例内容についてなんらの議論もしないまま公費負担を国政選挙並とした条例案を可決しており、大方の委員は内容も理解しないまま採決に加わったのではないだろうか（証8）。

国政選挙における広大な北海道と地方選挙における千葉市とではガソリン使用の実態は全く違う筈だし、国政選挙の17日間に対し千葉市議選は9日間である事、加えて合理性のない自動車運送契約を容認している事等から千葉市の公費負担条例は、公費の無駄使いを安易に認め、且つ候補者の不正請求を誘引するような条例と言ってよい。

また、ガソリン代領収書、ポスター代領収書、自動車レンタル領収書など業者からの証拠書類の提出は不要とされているが、一般常識では考えられない事であり、これも不正請求を誘引する要素と考えられるので、領収書の提出を条例で義務化すべきである。

については、監査委員は千葉市長に対し 上記3議員のガソリン代について合理的な使用量を算定し超過分を返却せしめるよう、また 千葉市の公費負担条例は実態から乖離した条例であるので早急に改定するよう勧告されたい。

については市議会議長にも要請されたい。

以上のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

（以上、原文のまま掲載）  
（別紙「事実証明書」略）

## 2 請求人

千葉市中央区中央3 - 15 - 6 渚法律事務所内  
市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉  
同 村越 啓雄

## 3 請求の要件審査

本件監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成20年4月2日付けで監査を実施することとした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査委員の除斥

上村井真知子監査委員及び石井茂隆監査委員は、本件監査請求の対象となった平成19年4月8日に実施された千葉市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）

における選挙運動用自動車の燃料代（以下「燃料代」という。）の公費負担を受けているため、本件監査にあたっては、自治法第199条の2の規定により除斥とした。

## 2 監査の対象事項

本件選挙における小川智之議員、川村博章議員及び小柳輝信議員（以下「3議員」という。）に対する燃料代の公費負担が、違法又は不当な公金の支出であるか否か。

また、本件選挙における選挙運動用ポスター代及び一般乗用旅客自動車運送契約による選挙運動用自動車の使用（以下「ハイヤー・タクシー方式」という。）に係る公費負担が、違法又は不当な公金の支出にあたり、そのため条例改正が必要であるか否か。

## 3 監査対象部局

千葉市選挙管理委員会事務局、花見川区選挙管理委員会事務局、稲毛区選挙管理委員会事務局及び若葉区選挙管理委員会事務局を監査対象部局とし、関係書類を調査するとともに、関係職員の事情聴取を行った。

## 4 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成20年4月23日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から新たな証拠の提出はなかったが、請求内容の補足説明がなされた。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、千葉市選挙管理委員会事務局職員が立会った。

## 5 関係職員等の陳述

平成20年4月23日に千葉市選挙管理委員会事務局職員、花見川区選挙管理委員会事務局職員、稲毛区選挙管理委員会事務局職員及び若葉区選挙管理委員会事務局職員から陳述の聴取を行った。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立会った。

# 第3 監査の結果

## 1 事実の確認

### (1) 公費負担の概要について

#### ア 燃料代

千葉市（以下「市」という。）では、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条第8項の規定に基づき、千葉市議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年条例第5号。以下「条

例」という。)第2条から第5条において選挙運動用自動車の使用の公費負担を定めている。

そのうち燃料代については、条例第4条第2号により、選挙運動用自動車1台について、7,350円に立候補の届出のあった日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額で、市選挙管理委員会(以下「市選管」という。)が確認した額までが公費負担の範囲とされている。

#### イ 選挙運動用ポスターの作成

市では、公職選挙法第143条第15項の規定に基づき、条例第6条から第8条において選挙運動用ポスターの作成の公費負担を定めている。

その額については、区により異なるが、条例第8条により、次の式により算出した額で、市選管が確認した額までが公費負担の範囲とされている(ポスター掲示場の数が500以下である場合)。

$$\frac{301,875 \text{ 円} + 510 \text{ 円} 48 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 ( )}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{作成単価}$$

$$\text{作成単価} \times \text{ポスター掲示場数} \times 2 = \text{限度額}$$

最も少ない緑区の157箇所から最も多い中央区の238箇所までと各区で異なる。

#### ウ ハイヤー・タクシー方式

ハイヤー・タクシー方式については、上記アの燃料代とともに選挙運動用自動車の使用の公費負担の中で定められており、条例第4条第1号により、選挙運動用自動車1台について、使用された各日につき64,500円までが公費負担の範囲とされている。

### (2) 公費負担の手続きについて

市選管は、千葉市選挙管理委員会選挙執行規程(以下「規程」という。)において、公費負担の手続きを次のとおり定めている。

#### ア 燃料代

(ア) 公費負担を受けようとする候補者は、燃料供給について有償契約(以下「契約」という。)を締結した場合、規程第83条の2の規定により、直ちに同条第2項に定める届出書及び契約書の写しを市選管に提出しなければならない。

(イ) 当該候補者は、市選管の確認を受けようとする場合、規程第83条の3の規定により、同条第2項に定める確認申請書を市選管に提出しなければならない。

また、市選管の確認は、同項に定める確認書を用いて行われなければならない。

(ウ) 確認を受けた候補者は、規程第83条の4の規定により、上記(イ)の

確認書を直ちに燃料供給の契約を締結した業者（以下「燃料供給業者」という。）に提出しなければならない。

(エ) 候補者は、規程第 8 3 条の 5 の規定により、燃料供給日、供給量及びその金額を記載した同条第 2 項に定める選挙運動用自動車使用証明書（以下「証明書」という。）を作成し、燃料供給業者に提出しなければならない。

(オ) 燃料供給業者は、条例第 4 条の規定に基づき市に燃料代を請求する場合、規程第 8 3 条の 6 の規定により、同条第 2 項に定める燃料販売日、販売量及びその金額などの内訳を記載した請求書、さらに上記（ウ）の確認書及び（エ）の証明書を市長に提出しなければならない。

なお、燃料代の支出については、各区選挙管理委員会事務局が上記（オ）の請求書等の提出を受け、市予算会計規則に定める所定の手続きを経て、燃料供給業者に燃料代を支払っている。

#### イ 選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担については、上記アと同様の手続きが、規程第 9 5 条の 2 から同条の 6 において定められている。

#### ウ ハイヤー・タクシー方式

ハイヤー・タクシー方式に係る公費負担については、確認書の提出を要しないことから、上記ア（イ）及び（ウ）の手続きが不要であるほかは、上記アと根拠及び内容を同じくする手続きである。

### (3) 公費負担額について

#### ア 燃料代

本件選挙における燃料代の公費負担限度額は、7,350 円に、立候補を届け出た平成 19 年 3 月 30 日から選挙期日である同年 4 月 8 日の前日までの日数である 9 を乗じて得た金額を限度額とし、66,150 円となる。

#### イ 選挙運動用ポスター代

本件選挙における選挙運動用ポスター代の公費負担限度額は、各区のポスター掲示場の数に応じて上記（1）イの式により算出され、次表のとおりとなる。

区	ポスター掲示場数	作成限度枚数	作成単価限度	公費負担限度額
中央区	238	476	1,779円	846,804円
花見川区	204	408	1,991円	812,328円
稲毛区	168	336	2,308円	775,488円
若葉区	227	454	1,841円	835,814円
緑区	157	314	2,434円	764,276円
美浜区	170	340	2,287円	777,580円

#### ウ ハイヤー・タクシー方式

本件選挙におけるハイヤー・タクシー方式の公費負担限度額は、1日の限度額が64,500円であり、9日間毎日使用した場合は、580,500

円となる。

#### (4) 公費負担の支出状況について

##### ア 燃料代

市は、本件選挙において、候補者67名分の燃料代を公費負担し、2,818,137円を支出した。

平成19年10月頃、他の地方自治体における燃料代について過大請求ではないかとの新聞報道等がなされ、本市では、同年11月下旬以降、返還の申出が始まり、平成20年3月31日までに21名が受領額の全額又は一部を返還した。

返還状況については、全額返還が12名、一部返還が9名であり、返還額は1,087,462円となっている。

なお、返還者21名のうち、限度額まで請求していた者は、11名である。

本件監査請求の対象となった3議員の燃料代の支出状況は次のとおりであるが、その後、それぞれ記載のとおり全額返還された。

##### (ア) 小川智之議員

小川議員は、平成19年3月21日に燃料供給業者と燃料供給について、1リットル当たり121円の単価で契約を締結し、同月30日に燃料供給業者からの購入金額を65,340円とする確認申請を行い、同日確認された。

その後、同年4月9日に燃料供給業者より65,340円の請求がなされ、同年5月10日に市は同額を支出した。

なお、平成20年4月18日に燃料供給業者から「小川議員から公費負担制度を利用しない旨の申し出を受けたため」との理由により全額を返還する旨の申出書が提出され、同月22日に返還され、市はこれを戻入した。

##### (イ) 川村博章議員

川村議員は、平成19年3月22日に燃料供給業者と燃料供給について、1リットル当たり125円の単価で契約を締結し、同月30日に燃料供給業者からの購入金額を66,125円とする確認申請を行い、同日確認された。

その後、同年4月23日に燃料供給業者より66,125円の請求がなされ、同年5月10日に市は同額を支出した。

なお、平成20年4月18日に燃料供給業者から「議員より公費負担制度を利用しない旨申出をうけたため」との理由により全額を返還する旨の申出書が提出され、同日返還され、市はこれを戻入した。

##### (ウ) 小榎輝信議員

小榎議員は、平成19年3月23日に燃料供給業者と燃料供給について、1リットル当たり130円の単価で契約を締結し、同月30日に燃料供給



業者からの購入金額を66,150円とする確認申請を行い、同日確認された。

その後、同年4月18日に燃料供給業者より66,150円の請求がなされ、同年5月10日に市は同額を支出した。

なお、平成20年4月2日に燃料供給業者から「登録車以外の給油を請求し明細がわからないので返金します」との理由により全額を返還する旨の申出書が提出され、同日返還され、市はこれを戻入した。

#### イ 選挙運動用ポスター代

市は、本件選挙において、候補者73名分の選挙運動用ポスター代を公費負担し、49,207,797円を支出した。

そのうち、限度額まで請求している候補者は50名である。

#### ウ ハイヤー・タクシー方式

市は、本件選挙において、候補者1名分のハイヤー・タクシー方式に係る公費負担を行い、公費負担限度額である580,500円を支出した。

## 2 監査対象部局の説明

### (1) 条例制定の背景及び改正の経緯について

昭和50年、国においては、金のかからないきれいな選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図り公正な選挙が行われることを目的に、国政選挙の公費負担制度が設けられた。

その後、平成4年12月の公職選挙法の一部改正により、都道府県及び市においても条例で定めるところにより公費負担ができることとされた。

そこで、市は、平成5年3月26日に国政選挙の金額と同額の基準の条例を制定し、その後は政令の改正に併せ条例に定める基準額を改正し、現在に至っている。

なお、市議会議員選挙は千葉県議会議員選挙と選挙区や選挙運動期間を同じくして、同時に執行されているところであるが、千葉県条例で定める金額も市条例で定める金額と同額となっている。

### (2) 選挙運動用自動車の燃料消費量について

請求人は、本件請求におけるガソリン使用量は最大でも350リットル程度が適当であると主張しているが、選挙区の面積は、最小の美浜区の21.16km<sup>2</sup>から最大の若葉区の84.21km<sup>2</sup>まで区によって大きく差がある。

また、監査請求書における請求人の試算では1日9時間の稼働となっているが、街頭演説や連呼行為の選挙運動時間は午前8時から午後8時までの12時間であり、単に看板をつけた選挙カーで走行する行為については、特に時間の制限がない。

さらに、自動車の燃費は車種や年式によっても異なり、看板やスピーカーなどの機材を搭載して、低速で長く走ることやアイドリング状態で選挙運動を行

っていることなどから、燃料の消費量は通常より多くなると想定される。

(3) 選挙運動用ポスターの作成単価及び枚数について

請求書において例示された印刷会社の経費には、原稿作成にかかる企画費が含まれていないが、ポスターの企画費には、カメラマンによる撮影費やデザイン料などが一般的に含まれ、選挙に際して限度額の範囲内でどのようなポスターを作成するかは、候補者の裁量に属することである。

また、作成ポスターの種類は制限されていないことから、数種類のポスターを作成することも可能である。

ポスターの作成枚数の限度がポスター掲示場数の2倍となっていることについては、同一選挙区で選挙運動期間も同じ千葉県議会議員選挙も同様である。

(4) ハイヤー・タクシー方式の限度額について

請求書において例示のあったハイヤー・タクシーの相場について、市選管で把握しているところでは、市内の某タクシー会社の9人乗りのジャンボハイヤーの時間貸切料金は、1日8時間で42,000円である。

街頭演説や連呼行為を行える時間は12時間であり、単純に5割増とすると63,000円となる。

また、東京の某タクシー会社の時間貸切料金は、1日8時間で56,000円である。

これらの状況からすると64,500円の金額設定は妥当であると考えている。

(5) 今後の見直しについて

今回の燃料代については、候補者67名、2,818,137円を支出したが、そのうち24名から全額又は一部の返還がなされ、返還額は合計で1,285,077円となっており、制度の周知徹底が不十分であったことを認識している。

現段階での再発防止・対応策としては、立候補予定者説明会において今回の事例を挙げ、注意を呼びかけるほか、過誤請求を防止するために、燃料供給業者からの請求内訳書に車種や車両ナンバーを記載する欄を設けるほか、ポスター作成業者からの請求内訳書に企画料や印刷費などの内訳項目を記載する欄を設けるなど、様式等や手引きの記載例の見直しを行いたいと考えている。

また、全国的に選挙における公費負担に関するこのような事例が発生しているところであり、千葉県選挙管理委員会と協議・調整を行うとともに、全国の政令指定都市にも働きかけて、国に対し必要な要望行動を行うことも検討している。

今後とも、公費負担制度の適切な利用が図られるように、周知徹底を図っていきたい。

### 3 判断

#### (1) 燃料代の支出について

本件監査請求において、監査対象とされた燃料代の3議員に対する公費負担については、「1 事実の確認(4) 公費負担の支出状況について」で述べたとおり、燃料供給業者が全額を市に返還したことが確認された。

#### (2) 選挙運動の公費負担について

選挙運動に要する費用を公費負担するからには、適正な額が支出されなければならないが、公費負担の状況を見ると、燃料代については、監査対象とされた3議員を含む多くの候補者において、選挙運動開始に際して提出した確認申請書と選挙終了後に提出した実績報告とも言うべき請求書の合計金額とが一致しており、このことは、ほとんどが限度額の請求とはいえ、不自然なものと言わざるを得ず、またポスター代については、73名のうち50名が限度額の請求であるが、その内訳は明らかでない。ハイヤー・タクシー方式の1件も限度額の請求である。

これに対し、支出事務を行う各区選挙管理委員会事務局は、提出された関係書類の確認について、請求額が公費負担の限度額の範囲内にあるかなどの形式的なものに留まっていたものと考えられる。

また、「公費負担の手引」の記載例では、1日の使用量を210リットルとするものがあったが、このような記載例は、不適切である。

実際に、伴走車の分まで含めて請求されるなどの誤りも生じており、現に市議会議員数の3分の1を超える24名の候補者が燃料代を返還したことに鑑みると、条例や規程に定める手続き等については、不備な点があったと言わざるを得ず、関係書類や手続きを見直すことが必要であり、場合によっては、条例改正も検討する必要があると考えられる。

#### (3) 選挙運動の公費負担に係る条例改正について

請求人は、条例について、選挙運動用ポスターの作成限度枚数がポスター掲示場の2倍であること、当該作成単価及びハイヤー・タクシー方式の限度額が実態から乖離して高額であること並びに証拠書類の提出が不要であることは不正請求の誘引に繋がると主張し、その規定内容は実態から乖離しており早急に改正するよう勧告することを求めている。

しかしながら、自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、違法不当な公金の支出が行われた場合に地方自治体の被った損害を補填させるため、返還などの必要な措置を求めるものであることから、請求人が条例や規程の不備を摘示し、勧告を求めている条例改正は市議会において行われるべき事項であり、住民監査請求としての要件を満たすものではないと判断する。

#### 4 結論

以上のことから、本件選挙における3議員に対して公費負担がされている燃料代については、その全額が返還されたので、請求人の主張はその理由が失われている。

また、選挙運動の公費負担に係る条例改正の請求については、住民監査請求としては不適法である。

#### 5 意見

選挙運動の公費負担は、候補者の選挙運動に要する費用について、公費をもって負担する制度であることから、その運用は適正に行われなければならない。

公費負担に係る確認申請書や請求書が明らかに不自然で確認が必要であると認められる場合には、各区及び市選挙管理委員会事務局は、公費負担であることを十分に踏まえ、候補者あるいは燃料供給業者、ポスター作成業者に対し直接確認を行うなど、適正に公費が支出されるような対応を図るべきである。

市選管は、24名の候補者が燃料代を返還した事実を真摯に受止め、燃料代、選挙運動用ポスター代及びハイヤー・タクシー方式に係る公費負担のあり方や経費の確認の仕組みについて検討し、関係書類の様式変更や証拠書類の添付を求めなど、候補者あるいは燃料供給業者、ポスター作成業者等が使用又は作成に要した金額を適正に請求し、これを市が確認して支出するわかりやすい仕組みとすべきである。

なお、本件選挙において、落選した候補者のうちにも、燃料代について、公費負担限度額まで請求しているものや確認申請書と請求書の金額とが一致するものが見受けられたことから、市及び各区選挙管理委員会事務局においては、該当する候補者あるいは燃料供給業者に対して、改めて確認を促すなどの対応を図ることが適当であると考えらる。